

## 第 2 号 甲州調合味噌の認証基準

平成 3 年 3 月 2 8 日制定

### 甲州調合味噌認証基準

- 1 認証項目
  - ・ 甲州調合味噌
- 2 定義
  - ・ 米麴と麦麴を混合して製造した味噌であって、原料である大豆と米・麦との比率を 1 対 1 とし、米麴に対し麦麴の割合を多くして製造したものをいう。
- 3 使用原材料
  - ・ 原料の大豆は、山梨県内で生産されたものであること。
- 4 製造方法等
  - ・ 大豆を蒸煮したものに米麴と麦麴を調合し、さらに、食塩を混合して、これを 3 か月以上発酵熟成させること。
  - ・ 保存料を使用しないこと。
  - ・ 山梨県内で製造されたものであること。
- 5 表示方法
  - ・ 農林省告示第 6 0 7 号による「みそ品質表示基準」に従った表示を行うこと。
  - ・ 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「甲州調合味噌」と表示することができる。
  - ・ 製品には「山梨県産大豆使用」等と表示することができる。

